

小城市家屋評価システム保守管理業務仕様書

第1章 総則

1 はじめに

- (1) 本仕様書は、小城市が発注する「小城市家屋評価システム保守管理業務」について、受託者の行う業務の範囲、それぞれの責務、その他の業務の実施に必要な条件等を定め、もって本更新業務の円滑な実施を実現するにあたり、必要最低限の仕様を定めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に誠意を持って対応しなければならない。

2 目的

小城市が発注する「小城市家屋評価システム」について、業務遂行に支障がないよう常時正常な稼動状態を維持することを目的とする。

3 準拠する法令等

本業務を遂行するにあたり、次の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第63号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 小城市財務規則及び諸規則
- (4) その他関係法令及び通達等

4 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と発注者の協議により決定するものとし、受託者の負担において実施するものとする。また、この仕様書で不明な部分については、受注者と発注者の協議のうえで進めるものとする。

5 報告の義務

本業務実施期間中においても、受託者は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて発注者へ報告書を提出するものとする。

6 秘密の保持

受託者は本業務中に知り得た情報を、発注者の許可なしに他に漏らしたり利用したりしてはならない。

7 完了

受託者は保守管理業務完了届、業務実績報告書を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

8 瑕疵等

受託者は本業務完了後といえども受託者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。

第2章 業務内容

1 業務概要

I 業務の名称 「小城市家屋評価システム保守管理業務」

システムの詳細は「第3章 小城市家屋評価システムの基本機能」のとおりとする。

II 業務の内容

(1) Q&A 対応

システムの機能や操作方法等に関する質問が生じた場合は、電話や FAX、電子メール等で回答すること。

(2) 環境設定

クライアント更新に伴う環境設定に適宜対応し、速やかに更新作業を行うこと。

(3) 障害発生時の対応

システム上の障害が起きた際には、早急に現地対応を行い、破損又は使用不能となった部分（消耗品を除く）が発生した場合、受託者の負担において交換し、機器等の機能を正常な状態に回復するものとする。また、無停電電源装置の定期電池交換などにも対応するものとする。

(4) 定期保守点検

年間1回以上来訪し、機器等の状態及び異常の有無について調査、並びに機器等の機能等を正常な状態に維持するための調整を行い、システム動作、データチェック等の運用支援を行うものとする。

(5) データのバックアップ

日に一度、課税年度のデータをバックアップし、リストア可能とすること。

(6) バージョンアップ

固定資産評価基準改正や法改正については、その内容や動向に留意し、公示後速やかに対応すること。また、システムのバージョンアップについても適宜対応すること。

(7) 運用サポート

受託者は、システムを常時正常に運用できるように十分な要員を確保し、固定資産評価に対し一定程度の知識を有しなければならない。

(8) 追加作業

プログラム改良、図面・帳票出力等の要望が生じた際には、受託者及び発注者双方による協議のうえ、対応するものとする。

2 業務場所

小城市三日月町長神田 2 3 1 2 番地 2

小城市役所 市民部税務課

3 業務実施期間

平成 2 8 年 9 月 1 日から 平成 3 3 年 8 月 3 1 日まで